

令和7年度 第3回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会会議録

(創設 書類審査・面接審査)

- 開催日時：令和7年12月22日（月） 13時30分～15時20分
- 会場：本館地下1階 会議室B
- 出席委員：会長（堺市健康福祉局 生活福祉部長）長尾 正志
委員（関西福祉科学大学 名誉教授）斎藤 千鶴
委員（堺市健康福祉局 長寿社会部長）佐野 庸子
委員（税理士）澤田 直樹
委員（大阪公立大学 現代システム科学域 教育福祉学類 准教授）東根 ちよ
委員（堺市健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課長）吉田 慎一
- 事務局：（堺市健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課）宮本 浩志 ほか
- 事業課：（堺市健康福祉局 障害福祉部 障害支援課）前田 祐次 ほか
- 案件名：グループホーム（創設）に係る書類審査、面接審査及び選定に係る審査

発言者	内 容
事務局	開会 令和7年度第3回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会を開催します。 本日の会議内容は、会議録として、発言委員名は非公開の上、本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめ、確認させていただきます。よろしくお願ひいたします。
事務局	議長（会長）紹介
事務局	委員紹介
事務局	定足数報告
事務局	配布資料の確認 配布資料の確認を行う。なお、応募書類については事前に事務局より各委員に配付済み。
事務局	各委員に応募法人からの接触等の有無確認
委員	<該当者なし>
事務局	審査会の趣旨・目的及び守秘義務についての説明 案件審議
議長	それでは、審査に移ります。グループホーム創設について、事業課から説明をお

	願いします。
事業課	グループホーム創設の概要について説明
議長	以上、事業課の説明が終わりました。何か質問はありますか。
委員	<グループホーム創設の概要について質疑応答>
議長	それでは、「グループホーム創設」の審査方法及び審査基準について、事業課から説明をお願いします。
事業課	<p>グループホーム創設の審査方法及び審査基準の説明</p> <p>グループホーム審査基準解説と採点表をご覧ください。200点満点で、基準点は100点です。</p> <p>各委員による評価点数が基準点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外となります。</p> <p>なお、グループホーム創設において今回応募は2件であり、本市予算の範囲内で、順位付けしたいと考えています。委員ごとに評価点の高い案件の順に順位点2点、順位点1点を付与します。次に、全委員の順位点を合計します。順位点の合計点数の高い法人順に1位、2位とします。順位点の合計点数が同点の場合は各委員の評価点を合計した総合評価点で判断します。順位点の合計点数、総合評価点数とも同点の場合は、審議の上、委員の多数決で決定します。</p> <p>議長は採点には参加しません。</p> <p>審査方法及び審査基準についての説明は以上です。</p>
議長	グループホームの選定方法と審査基準の説明が終わりました。優先順位の説明もありましたが、審査基準等につきまして何か質問等ございますか。
委員	<選定に係る審査方法及び審査基準について質疑応答>
議長	選定方法及び審査基準につきまして、本審査会として承認したいと思います。
	書類審査
事業課	<p>それでは、「グループホーム創設」の書類審査に入らせていただきたいと思います。案件についての説明を事業課からお願いします。</p> <p>グループホーム創設案件2件（A法人、B法人）について、応募内容の概要説明。</p> <p>※応募書類により、「法人等の運営の適格性」、「土地・建物、資金計画に関する</p>

	事項」、「運営に関する事項」の概要について説明
議長	以上、事業課の説明が終わりました。何か質問はありますか。
委員	<質疑応答・意見交換>
議長	以上でグループホーム創設の書類審査を終了します。 採点につきましては、これから行う法人への面接審査（ヒアリング）の後に必要に応じて点数を変更していただくことも可能です。
	面接審査
議長	それでは、法人面接審査（ヒアリング）について、事業課から説明をお願いします。
事業課	出席者は法人の代表者及び施設管理者（またはそれらの代理と）、実務を説明できる者の3名の同席を認めております。 委員と法人による質疑応答とし、時間は15分間です。
議長	法人説明について、何か質問はありませんか。
委員	<質問なし>
議長	それでは、面接審査を始めます。
	A法人入室
	A法人出席者紹介
	A法人面接審査
	<質疑応答>
委員	①地元住民への情報提供方法について確認 ②排水路関係、進入路関係について確認 ③法人の沿革について確認 ④補助金の条件について確認 ⑤利用予定者の障害状況について確認 ⑥施設の平面図について確認 ⑦重要事項説明書について確認 ⑧収支予算書について確認
議長	続いて、B法人の面接審査を行います。

	<p>B法人入室 B法人出席者紹介</p> <p>B法人面接審査</p> <p><質疑応答></p> <p>委員 ①福祉サービスの第三者評価について確認 ②苦情への対応について確認 ③職員採用・配置について確認 ④利用者の処遇について確認 ⑤現在運営しているグループホームの運営状況、住民説明について確認 ⑥施設の位置図について確認 ⑦職員確保について確認 ⑧蓄電池について確認</p>
議長	<p>これをもって法人の面接審査を終了させていただきます。それでは書類審査、面接審査の結果をもとに、委員の皆さんの審査をお願いいたします。</p> <p>書類確認と、意見交換の時間としたいと思いますので、お気づきの点やご質問があれば、隨時ご発言をお願いします。</p> <p>また採点に先立ち、委員全体で何か確認しておくべきことなどがございましたら、ご意見をお願いします。</p> <p><質問なし></p> <p>採点が終わられましたら、回収して集計いたしますので事務局にお声がけください。</p> <p>回収後は、集計結果ができるまで休憩とさせていただきます。</p> <p><採点> <集計> (委員は休憩)</p>
議長	<p>集計結果発表</p> <p>集計結果を発表します。</p> <p>グループホーム創設の結果を発表いたします。</p> <p>第1位 B法人 第2位 A法人</p> <p>すべての案件において委員が基準点以上の採点でしたので、2件とも採択する</p>

	ことといたします。
	国に協議書を提出する際の順位は創設のB法人を1位、A法人を2位として市の予算の範囲で協議を行います。
	この結果を、堺市長に報告させていただきます。異議はございませんでしょうか。
委員	<異議なし>
議長	これをもって、グループホーム創設の審査を終了します。
	閉会